

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

提出期限

令和6年1月31日(水)

- できるだけ期限前の提出にご協力をお願いいたします。
- 資産がない場合又は前年資産に増減がない場合や、休廃業・解散等の場合も申告する必要がありますのでご注意ください。

丹波篠山市 課税課

1. 償却資産について

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいい、例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	門、塀、舗装路面（駐車場・構内）、煙突、受水槽、庭園、ビニールハウス、広告設備、側溝や土地に定着する土木設備又は工作物など
	建物付帯設備	受変電設備、屋外給排水設備、建築設備、内装・内部造作など
2	機械及び装置	厨房設備、自動車整備業用設備、建設機械、農業用機械、印刷機、コンベアー、プレス旋盤、太陽光発電設備、その他物品製造・修理等に使用する機械装置など
3	船舶	漁船、貨物船、客船、釣船、貸しボート、船舶修理費用など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	電車、貸車、クレーン車、大型特殊自動車、台車など ※自動車税、軽自動車税の対象になる資産(トラクター、コンバイン、トレーラーなど)は入りません。
6	工具、器具及び備品	事務用機器、自動販売機、看板、計量器、レジスター、測定工具、金庫、貸衣装、印刷工具、応接セット、その他事務用器具備品など

(2) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられておりますが、固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。また、建築設備は、家屋と建築設備の所有関係によっても取扱いが変わります。

建築設備における家屋と償却資産の区分例

	設備等の内容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同じ場合		異なる場合	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
1	床、壁、天井仕上げなど	○			◎
2	工場等の動力源である電気設備、中央監視制御装置		◎		◎
3	ビル等における受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備		◎		◎
4	電気設備（2，3に該当するものを除く）	○			◎
5	冷凍倉庫における冷凍設備		◎		◎
6	屋外に設置された給水塔、独立煙突、屋外供給本管		◎		◎
7	給排水、衛生及びガス装置	○			◎
8	冷房、暖房及び通風設備（10に該当するものを除く）又はボイラー設備（工場等における生産設備であるボイラーを除く）	○			◎
9	昇降機設備	○			◎
10	ルームエアコン等の空調設備（ただし、家屋と構造上一体のものを除く）		◎		◎
11	エアーカーテンおよびドア自動開閉設備	○			◎
12	店用簡易装備、間仕切り（簡易なものを除く）	○			◎
13	外構工事一式（門、塀、緑化設備等）		◎		◎

業種別の主な償却資産と耐用年数（参考）

業 種	償却資産の名称（○内数字は耐用年数）
各業種共通のもの	金属製の事務机・事務椅子・キャビネット・ロッカー⑮、コピー機⑤、金庫⑳、エアコン⑥、ファクシミリ⑤、パソコン④、テレビ⑤、応接セット⑧、電話設備⑥、LAN 設備⑩、カーテン③、ブラインド⑩、広告塔⑳、立看板③
小 売 業	冷蔵庫・洗濯機⑥、冷蔵ショーケース⑥、自動販売機⑤、レジスター⑤
理容業・美容業	理美容機器（スチーマー、殺菌器、タオル蒸器等）⑤、サインポール③
クリーニング業	屋外給排水設備⑮、洗濯業用設備（洗濯機、脱水機、プレス機等）⑬
飲 食 業	飲食店業用設備⑧、店舗内装（テナントが施工したもの）⑩又は⑮、冷暖房機器⑥、冷蔵庫（業務用の大型なもの）⑧、可動間仕切り⑮
不動産貸付業 （アパート等） 駐 車 場 業	アスファルト舗装⑩、コンクリート舗装⑮、フェンス⑩、冷暖房機器⑥、屋外灯⑩、受変電・自家発電設備⑮、花壇・緑化施設⑳、機械式駐車設備⑩、無人駐車管理装置⑤、太陽光発電設備⑰
自 動 車 修 理 業	アスファルト舗装⑩、洗車機⑮、二柱リフト⑮、タイヤチェンジャー⑮、測定工具⑤、検査工具⑤、パソコン④
食 品 製 造 業	ガス引き込み設備⑮、食料品製造業用設備（ミキサー、冷凍機、コンベア、ボイラー等）⑩、陳列棚⑧
建 設 業	パワーショベル⑥、ブルドーザー⑥、フォークリフト④、発電機⑩、大型特殊自動車④
農 業	ビニールハウス（骨格部分が金属製のもの⑩、その他のもの⑤）、果樹棚⑭、田植機⑦、脱穀機⑦、乾燥機⑦

2. 償却資産の申告について

（1）申告していただく方

工場や商店の経営や、駐車場又はアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる方で、丹波篠山市内に償却資産をお持ちの場合は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在（賦課期日）の所有状況を申告していただくことになっています。

申告書の記入の際には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16（2）等を参考として、また、個人の方は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ所定の事項を記入してください。

※次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他者に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方（所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方）
- エ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- オ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。（例：篠山 太郎 外2名））
- カ 建物に内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

(2) 申告の対象となる償却資産

①土地、家屋以外の有形固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産。

なお、以下の資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

- 一 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上残存簿価である1円で計上されている資産）
- 二 建設仮勘定で経理されている資産
- 三 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- 四 未稼動資産（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）
- 五 簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）
- 六 決算期以降に取得された資産で、未だに固定資産勘定に計上されていない資産
- 七 借用資産（リース資産※）であっても、契約の内容が割賦販売と同様である資産

※リース資産について

一般にリース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わってきます。

- ・一般的な賃貸借契約 …………… リース期間終了後、資産が貸主に返還される場合は貸主（リース会社等）が申告
- ・所有権留保付割賦販売契約 …… リース期間終了後、借主に資産の所有権が移転する場合は借主が申告

②耐用年数が1年以上で、かつ取得価額（1個又は1セット当り）が10万円（取得時期によっては20万円）以上の資産

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の取扱い (固定資産税)
個人	平成11年1月1日以降取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
法人	平成10年4月1日以後に開始された事業 年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			3年間一括償却	申告対象外
		10万円以上 20万円未満	減価償却	申告対象
			3年間一括償却	申告対象外
			減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

③賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産については、賃借人（テナント）を所有者とみなしますので、建物を賃借された方が申告してください。（地方税法第343条第9項）

(3) 国税との主な違い

項目	国税（法人税・所得税）	地方税（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定額法と定率法の選択制	定率法（減価率は「*固定資産評価基準」で定められているもの）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（2分の1）
圧縮記帳の制度（注1）	認められます	認められません
特別償却・割増償却（注2）	認められます	認められません
少額減価償却資産の即時償却（注3）	認められます	認められません
増加償却（注4）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価）

*…「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

(注1) 圧縮記帳の制度は認められておりませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮しているものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注2) 特別償却とは、資産取得時に、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じた金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。割増償却とは、普通償却のほかに、年分又は事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じた金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。

(注3) 少額償却資産の即時償却とは、中小企業者に該当する個人又は法人等が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合に、その全額を必要経費に算入又は損金算入することができる制度のこと。

(注4) 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合は、「届出書」の写しを添付してください。

(4) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産(固定資産税)の対象にならないので申告の必要はありません。

- 一 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（トラクター、乗用コンバイン等）
- 二 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- 三 繰延資産（創立費、開業費等）

(5) 提出していただく書類

- 償却資産申告書（種類別明細書の総括表）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）
※増減のある場合は、増加リスト・減少リストを添付してください。
- 特例適用申請書・特例を受けるために必要な添付書類（特例の適用を受けられる場合）
※特例適用申請書については、丹波篠山市ホームページより印刷の上、ご提出ください。

(6) 申告書の提出等について

申告書の提出については、丹波篠山市役所課税課のほか、各支所でも受け付けております。

(7) 申告書の提出期限

令和6年1月31日(水)

(8) 申告時のお願い

- ①該当する資産がない場合又は前年中に資産の増減がなかった場合でも、「償却資産申告書」に所定の事項及び備考欄にその旨を記入いただき、必ず提出してください。また、社名変更、事業所の転入・転出、休業・廃業・解散等についても異動内容がわかるように備考欄へ記入してください。
- ②固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。事業年度末以降、賦課期日までの資産の増減についても申告漏れのないようご注意ください。
- ③申告書を郵送される場合で、課税課の收受印のある申告書の控えが必要な方は、必ず返送先を記入し、送料分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(9) 固定資産税の課税標準の特例

①中小企業等経営強化法（先端設備導入）に係る課税標準の特例

中小企業者等が、市の認定を受けた「先端設備等導入計画」の下で一定の要件を満たした先端設備を新規取得した場合、固定資産税を軽減する特例が設けられています。当該資産がある場合は、P 8の申告書記入例を参考に対象資産を記載していただくとともに、以下の提出書類を添えて申告をしてください。

■対象となる中小企業者等の範囲

- 一 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
 - 二 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - 三 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 一～三のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社などを除く）

★令和5年3月31日までに取得した資産について

■対象となる設備・家屋の要件

取得時期	対象設備	設備等の種類	最低取得価額	販売開始時期
平成30年6月6日 ～令和5年3月31日	生産性向上に資する指標が、旧モデル比で年平均1%以上向上する右記の設備	機械及び装置	160万円以上	10年以内
		測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
		器具及び備品	30万円以上	6年以内
事業用家屋及び構築物は 令和2年4月30日 ～令和5年3月31日	—	建物付属設備※償却資産として課税されるものに限る。	60万円以上	14年以内
		構築物	120万円以上	14年以内
—	—	事業用家屋	120万円以上	—

※いずれも生産、販売活動などの用に直接供されるものであり、中古資産でないことが要件です。

※事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入された新築のものが対象。

■特例割合

3年間課税標準額がゼロ

★令和5年4月1日以降に取得した資産について

■対象となる設備の要件

取得時期	対象設備	設備の種類	最低取得価額
令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された右記の設備	機械及び装置	160万円以上
		測定工具及び検査工具	30万円以上
		器具及び備品	30万円以上
		建物付属設備※償却資産として課税されるものに限る。	60万円以上

※いずれも生産、販売活動などの用に直接供されるものであり、中古資産でないことが要件です。

■特例割合

対象資産の固定資産課税標準に適用される特例割合・適用期間は下表のとおりです。賃上げ方針を計画内に位置づけ、従業員へ表明した場合は、より有利な特例割合が適用されます。取得時期により特例の適用を受けられる期間が異なりますのでご注意ください。

資産の取得時期	特例割合	適用期間	賃上げの表明
令和5年4月1日～令和7年3月31日	2分の1	3年間	なし
令和5年4月1日～令和6年3月31日	3分の1	5年間	あり
令和6年4月1日～令和7年3月31日	3分の1	4年間	あり

■提出書類（令和5年4月1日以前・以降取得共通）

○特例適用申請書（丹波篠山市ホームページから印刷してご利用ください。）

※その他の必要書類については、先端設備等導入計画認定申請時にご提出いただいたものを課税課で確認させていただきますので、添付不要です。

②再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例は下表のとおりです。当該資産がある場合は、P8の申告書記載例を参考に対象資産を記載していただくとともに、以下の提出書類を添えて申告をしてください。

対象資産	自家消費型太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、一つの需要先の年間消費電力の範囲内である設備）
取得時期	平成30年4月1日～令和6年3月31日
固定価格買取制度の認定	認定を受けたものは対象外
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けているもの
特例割合	2/3（1,000kW未満のもの） 3/4（1,000kW以上のもの）
適用期間	取得翌年度から3年度
出力	10kW以上

■提出書類

○特例適用申請書（丹波篠山市ホームページから印刷してご利用ください。）

○一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

●太陽光発電設備に係る償却資産の申告について

太陽光発電設備のうち、下表に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

設置者	申告が必要となる人
個人（住宅用）	家屋の屋根、土地などに発電出力10kW以上の太陽光発電設備を設置して売電している場合は、事業用資産となり申告の対象となります。
個人（個人事業主）	個人事業主の方がその事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電収入の有無にかかわらず申告の対象となります。
法人	発電出力、売電の有無にかかわらず事業用資産として申告の対象となります。

※再生可能エネルギー発電設備とは、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を電気に変換する一定の設備をいいます。

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)		電算 特例		増減なし・増減あり 全	
1 住所 兵庫県丹波篠山市北新町41番地 (電話 079-552-****)		3 個人番号又は法人番号 689-2397		8 短縮耐用年数の承認 有・無	
2 氏名 ざさやま産業株式会社 代表 篠山 太郎【押印不要】 (屋号)		4 事業種目 製造業 (資本等の金額) 100 百万円		9 増加償却の届出 有・無	
5 事業開始年月 平成11年4月		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名 経理課 黒豆 一郎 (電話 079-552-****)		10 非課税該当資産 有・無	
7 税理士等の氏名 ○○税理士事務所 (電話 079-552-****)		11 課税標準の特例 有・無		12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法		14 青色申告 有・無			
15 丹波篠山市内における事業所等資産の所在地 (17 事業所用家屋の所有区分) ① 丹波篠山市北新町2-3 (自己所有・借家) ② (自己所有・借家) ③ (自己所有・借家)		16 借用資産 (リース資産) ⑨ ⑩ (有・無)		18 備考(添付書類等) ※該当する項目に○印を付けてください。 ア. 前年度より増減あり イ. 前年度より増減なし ウ. 該当資産なし	
資産の種類 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)		1 構築物 1,480,000 1,480,000 700,000 700,000 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 5,281,000 200,000 5,481,000 合計 6,761,000 1,480,000 900,000 6,181,000		⑦ 前年度より増減あり イ. 前年度より増減なし ウ. 該当資産なし 【異動事項】(異動年月: 年 月) 1. 廃業 2. 市内事業所の撤去 3. 送付先の変更 4. 氏名・名称の変更 5. その他 ()	
資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 合計		評価額(ホ) 決定価格(ヘ) 課税標準額(ト)		この欄は記入不要です	

- 申請書を提出する年月日を記入してください。
- 住所、電話番号を記入してください。
- 氏名を記入してふり仮名をふってください。
 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
 ※前所有者から新所有者へ資産の異動があった場合は、前所有者の氏名・住所を線で消して、余白に新所有者の氏名・住所を記入してください。
 ※押印は不要です。
- 前年前に取得した種類別明細書に記載の資産の合計を記入してください。
- 前年中に減少した種類別明細書に記載の資産の合計を記入してください。
- 前年中に取得した種類別明細書に記載の資産の合計を記入してください。
- 資産の種類別の合計を記入してください。
- 丹波篠山市にある資産の所在地を記入してください。
 ※所有者の住所と同じ場合は記入不要です。
- 借用資産の有無を○で囲んでください。
- 借用資産がある場合は貸主の住所・氏名を記入してください。
- 前年度からの資産の増減等について、ア、イ、ウから該当するものに○をつけてください。
 - 廃業や事務所移転などの異動事項がある場合は、異動年月日と1～5の該当する項目に○をつけてください。
 - 廃業、解散した場合は、その年月日及び資産の譲渡先を記入してください。
 ※連絡事項の記載例
 前年中に廃業、解散した場合 → ○月○日解散、所有資産については○○へ譲渡
 - 添付書類がある場合は、添付書類名を記入してください。

・初めて申告される方、増加資産を申告される方

令和 6 年度

所有者コード

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名
ささやま産業 株式会社

記入例

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 円	耐用年数	減価残存率	価額 円	課税標準の特例		課税標準額 円	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	2		太陽光発電設備 一式	1	5	5	4	5,000,000	17					再生エネルギー		
02	1		フェンス	1	5	5	4	700,000	10							
03	1		ヨド物置	1	4	29	8	1,000,000	17							
04	1		農業用ビニールハウス	1	5	5	4	500,000	10							
05	6		パソコン	1	5	5	9	200,000	4							
06																
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
				小計	5			7,400,000								

この欄は記入不要です。

十六号様式別表一(提出用)

・資産種類や耐用年数については、本手引きのP1、P2を参考にさせていただき、国税庁のHPよりご確認ください。
 ・増加事由については、種類別明細書下部に記載のあるとおり、「1 新規取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他」の何れかに○印を付けてください。
 ・再生可能エネルギーの特例等、特例に該当する資産については摘要欄にその旨を記入してください。
 ・過年度の新品取得資産を申告される場合は、摘要欄に「〇年申告漏れ」と記入してください。
 ・年号については、1: 明治、2: 大正、3: 昭和、4: 平成、5: 令和となりますので、該当の年号の番号を記載してください。

注意:「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

兵庫県丹波篠山市

・減少資産を申告される方

令和 6 年度

所有者コード

種類別明細書(減少資産用)

所有者名
ささやま産業 株式会社

記入例

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 円	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1 売却	2 滅失	3 移動	4 その他	
01	2		太陽光発電設備 一式	1	4	27	4	5,000,000	17	記入不要	1・2・3・4			1・2	
02	1		フェンス	1	4	28	4	700,000	10	記入不要	1・2・3・4			1・2	
03	6		パソコン	1	4	29	8	200,000	4	記入不要	1・2・3・4			1・2	
04											1・2・3・4			1・2	
05											1・2・3・4			1・2	
06											1・2・3・4			1・2	
07											1・2・3・4			1・2	
08											1・2・3・4			1・2	
09											1・2・3・4			1・2	
10											1・2・3・4			1・2	
11											1・2・3・4			1・2	
12											1・2・3・4			1・2	
13											1・2・3・4			1・2	
14											1・2・3・4			1・2	
15											1・2・3・4			1・2	
16											1・2・3・4			1・2	
17											1・2・3・4			1・2	
18											1・2・3・4			1・2	
				小計	3			5,900,000							

この欄は記入不要です。

十六号様式別表一(提出用)

・売却、廃棄等により資産が減少した場合は、本明細書にて申告してください。
 ・減少事由については、種類別明細書に記載のあるとおり、「1 売却、2 滅失、3 移動、4 その他」の何れかに○印を付けてください。
 ・減少の区分については、資産の減少の程度を、「1 全部、2 一部」の何れかに○印を付けて申告してください。また、「2 一部」で申告される場合は、減少した分の金額等を摘要欄に記載してください。
 ・年号については、1: 明治、2: 大正、3: 昭和、4: 平成、5: 令和となりますので、該当の年号の番号を記載してください。

兵庫県丹波篠山市

3. 償却資産の評価方法等

(1) 課税標準・免税点・税率等

- ①償却資産に対して課される固定資産税の基礎となる課税標準額は、償却資産取得年月、取得価額及び耐用年数より算定された評価額の総額となります。
- ②課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合、償却資産分の固定資産税は課税されませんが、課税の有無にかかわらず、申告の必要があります。
- ③税率は100分の1.4（課税標準額×1.4％＝年税額）です。納期は4期（4月、7月、12月、翌年2月）となっており、土地や家屋など他の固定資産税と合わせて納付することになります。

(2) 償却資産の評価方法

償却資産の評価方法については、資産一品ごとに下記の方法により評価額を算出し、全資産の合計が決定価格（課税の基礎となる価格）となります。（償却資産の評価額等の最低限度額は、取得価額の100分の5に相当する額です。）

①評価額の算出方法（※減価率については下の表を参照）

- ・前年中取得の場合 評価額＝取得価額×（1－減価率／2）
- ・前年前取得の場合 評価額＝前年度の評価額×（1－減価率）

■評価額計算例（記入例：応接セット）

□前年中に取得した資産の価額が1,000,000円、耐用年数5年の場合

・減価残存率の算出

$$\text{減価残存率} = (1 - 0.369 / 2) = 0.8155 \div 0.815$$

・1,000,000円×0.815＝815,000円 … 評価額

□前年前に取得した資産（2年目以降）の前年評価額が815,000円、耐用年数5年の場合

・減価残存率の算出

$$\text{減価残存率} = (1 - 0.369) = 0.631$$

・815,000円×0.631＝514,265円 … 評価額

減価率・減価残存率一覧表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891
11	0.189	0.905	0.811				

(3) 中古資産を取得した場合の耐用年数について

①法定耐用年数の全部を経過した資産

その法定耐用年数の20%に相当する年数

②法定耐用年数の一部を経過した資産

その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に、経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

■計算例 法定耐用年数が30年で、経過年数が10年の見積耐用年数

・法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数

$$30\text{年} - 10\text{年} = 20\text{年}$$

・経過年数10年の20%に相当する年数… $10\text{年} \times 20\% = 2\text{年}$

・耐用年数… $20\text{年} + 2\text{年} = 22\text{年}$

4. 調査協力をお願い

(1) 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度については、現年度だけではなく資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合、又は正当な理由がなく申告をしない場合は、罰則規定により罰金又は過料を科せられることがあります。(地方税法第385条、第386条)

注意事項

法人等(事業所得等)の固定資産税における償却資産申告と所得申告における経費算入としての減価償却資産は、性質が異なるものです。

法人等の決算時期に関係なく固定資産税における賦課期日は1月1日です。したがって、法人における事業年度途中でも令和6年1月31日(水)まで(法定期限)に固定資産税における償却資産申告は必要となります。

申告書の提出前にご確認ください

- ご連絡先は記入されていますか？
- 所有者コードは記入されていますか？（わかる場合は記入をお願いします。）
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄（1～4の選択）は記入されていますか？
- 控えの返送をご希望の場合、返信用封筒を同封されていますか？
- 申告書の送付先は、資産が所在する自治体です。丹波篠山市への申告書には、丹波篠山市内に所在する資産が記入されていますか？

非課税、特例の適用資産がある場合

- 種類別明細書の摘要欄に適用内容が記入されていますか？
- 非課税申告書、特例適用申請書等も併せて提出をお願いします。

★ 市税の申告には、電子申告システム **elTAX** をご利用いただけます

丹波篠山市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム「エルタックス」による申告受付を実施しています。

事務所やご自宅から市税の申告ができるようになりますので、ご利用ください。

※「エルタックス」の導入については、地方税共同機構までお問い合わせください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

お問い合わせ・送付先

〒669-2397

兵庫県丹波篠山市北新町41番地

丹波篠山市 課税課 固定資産税係 行

TEL 079-552-1111

FAX 079-552-1855

↑切り取って宛名にお使いください。